検討対象水域(利根川水系、荒川水系)に関する補足説明情報について

- ・漁業権設定、魚類等放流量の状況
- ・魚介類・河川環境等に関するヒアリング結果について

利根川本流の漁業権設定状況

	下流			未准		Λ <i>Ν</i> ι																							_	上流
50- 衛	河口	銚子大橋	波崎町内	河口堰	県境) (千葉・茨城	佐原	町村境 旧佐原市の市 旧小見川町と	水郷大橋	崎町の境界佐原市及び神	金江津	須賀	布川	栄橋	大利根橋 (取	芽吹橋	北関宿	利根関宿	埼玉県境·茨城·	栗橋	玉北川辺町)埼玉県境 (埼	川俣	利根大堰	古戸	刀水橋	上武大橋	坂東大橋	境 境 場 場 場 場 場 場 場 場	八斗島	上福島	福島橋
M		補助点	歧点 岐宫轄分	補助点	越 岐 点 管轄分	基準点	漁協管轄 分	基準点	歧点 岐宫轄分	補助点	補助点	量測定点	基準点	量測定点流	流量測定点	流量測定点	流量測定点	協管轄分岐	基準点·流	岐点 岐高 宇 行	流量測定点	基準点	流量測定点	補助点	補助点	基準点	歧点 岐信轄分	流量測定点	流量測定点	基準点
千葉県	カ=	キ・ハマグ エ <i>Ŀ</i>		ŋ. <u>x</u> .	ムシ·コイ キ			シ・コイナ・ウナギ		コイ・フ:	ナ・ウナ	ギ・ソウ	ŧ́₃																	
管轄漁協		中利根 下利根 銚子市			中利根 北総 笹川			佐原		手賀沼 印旛沼																				
茨城県	カ =	F・ハマグ アサリ		・フナ・ ナギ・エ		イ・フナ	・・ウナギ	・ソウギ	3	コイ・フ:	ナ・ウナ	ギ・ソウ	ギョ																	
管轄漁協		波崎共	栄	常陸川		新利根				新利根 鬼怒利																				
埼玉県																			コイ・フ ウナギ ウギョ	ナソウ	ユ·マスặ ·ナマズ	頁・ウグィ	(・オイカ	ワ・コイ・	フナ・ウ	ナギ・ドラ	ジョ			
管轄漁協																			北埼利		児玉郡 埼玉中 埼玉県	央								
群馬県																											ワナイ・オ	L・ヤマメ - · マス・3 オイカワ ワカサギ	コイ・フナ ・ウナギ	・・ウグ
管轄漁協																												フカリモ 群馬 東毛		

放流実績	(H17 年度)
------	------------------

	千葉県						茨城県			埼玉県				群馬県			
単位 :kg	中利根	北総	笹川	佐原	手賀 沼	印旛沼	常陸 川	新利根	鬼怒利 根	北埼利 根*	児玉郡 市	埼玉中 央	埼玉県 北部*	群馬	東毛	阪東	利根
ヤマメ稚魚(尾)																131,000	84,500
ヤマメ成魚														1,565	5	300	75
イワナ稚魚(尾)																	52,000
イワナ成魚																20	225
ニジマス												450		5,026		300	234
ウグイ														120			
アユ											50			1,540	50	22	55
フナ	120	500	100	95	1,000	906	500	100	200	500							
ウナギ	10	20	100	10	150	110		20	35		60		10				
ソウギョ					20	16											
ソウギョ(尾)													130				
ワカサギ(万粒)							200										
ドジョウ											30		130				
ナマズ(尾)										500		600	1,700				
ナマズ稚魚(尾)											1,000						
ヘラブナ		·										400			·		

埼玉県漁協*:H17年度の組合全体実績。

利根川本流の漁業権設定状況

	下流																上流
基点	昭和大橋	前橋	群馬大橋	中央大橋	天狗岩堰堤	坂東橋直下	大正橋	吾妻川合流前	赤城村綾戸	岩本	屋形原	月夜野橋	広瀬橋	藤原ダム湖心	奈良俣ダム湖	矢木沢ダム湖	上流
<i>.</i>	補助点	流量測定点	基準点	補助点	漁協管轄 分	補助点	基準点		施 岐 点 粉管轄分	流量測定点	流量測定点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	
千葉県																	
管轄漁協																	
茨城県管轄漁協																	
埼玉県																	
管轄漁協																	
群馬県	ス・コイ	'マメ・サ ・フナ・ウ ジョウ・「	ヷイ・オ	イカワ・	ウ ナ・	1・ヤマ> マス・コ ′・オイカ	イ・フナ・	マス・イ・ウナギ・	. 宀 / -			マス・イ		ス・コイ・	フナ・ウ	グイ・オ	
管轄漁協	群馬 東毛					阪東 吾妻				利根							

鬼怒川本流の漁業権設定状況

下流

基点	利根川合流点	滝下橋	鬼怒川水海道	村境) 海道市の市町 化石下町と水	豊水橋	平 方	川島橋	県境	大道泉橋	鬼怒川橋	上平橋	佐貫	(中岩ダム)	小佐越	川治第一発電	川治ダム湖心	川俣ダム堰堤	川俣ダム湖心	上流
<i>***</i>		基準点	流量測定点	旗協管 轄分	流量測定点	補助点	基準点	旗協管 岐点	補助点	基準点	補助点	補助点	娘 岐点 蛇言轄分	補助点	基準点	基準点	漁協管轄分	基準点	
茨城県		シジミ		コイ・ ニゴ・ ボラ・	フナ・ウナ イ・ドジョウ ・モツゴ	ギ・ヒガイ・・ナマズ・フ	·タナゴ·ウ アユ·オイカ	グイ・リワ・											
管轄漁協		関東			鬼怒利根 鬼怒小貝														
栃木県									イ・オイカワ	マメ・ニジマ J・フナ・コイ			ゴイ・サク ニジ コ・! イ・フ	ラマス・ヤ' マス・イワ: フカサギ・「 ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚	マメ・サクナ・アニジウグ カサ	クラマス・ヤイフ: マス・イワ: サギ・フナ・: カジカ	マメ・ヒナ・ワマ	メマス・サク ?メ・ニジマス ゚ルックトラウ ギ・フナ・コイ	ラマス・ヤ く・イワナ・ ット・ワカサ イ・カジカ
管轄漁協		Adir							栃木県鬼 栃木県鬼					藤原町		栗山村		川俣湖	

放流実績(H17年度)

	MANUAL CAMP (
	単位:kg	茨城県			栃木県				
	₽1 112 . K g	関東	鬼怒利根	鬼怒小貝	栃木県鬼怒川	栃木県鬼怒川	藤原町	栗山村	川俣湖
Ī	アユ			420					
	フナ	125	200	600					
Ī	ウナギ	30	25	30					

栃木県については放流情報を入手できなかった。

渡良瀬川本流の漁業権設定状況

下流

基点	利根川合流点	三国橋	県境	藤岡	新開橋	三杉川合流点	渡良瀬大橋	早川田上	中橋	足利	葉鹿橋	桐生川合流点	太田市境界	大田頭首工	錦桜橋	赤岩用水取水	大間々町境界	高津戸	高津戸橋	高津戸ダム下	小平取水口	上流	良瀬川取水堰沢入発電所渡	県境	栃木県内
AW.		基準点	漁協管轄 分	流量測定点	補助点	漁協管轄 分	基準点	流量測定点	補助点	流量測定点	基準点	岐点 岐点 子	補助点	補助点	補助点	基準点	補助点	量測定点 ・流	補助点	漁協管轄 対	補助点		補助点	歧点 岐宫轄分	
群馬県														アユ・ヤ	ママメ・サク	ラマス・イワ	Jナ·マス·	コイ・フナ・	ウグイ・オ・	イカワ・ウナ	゙ギ゙・ワカサ	ゖ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙			
管轄漁協													両毛漁協 群馬漁協												
栃木県			サクライフ・コナ・カギ・カ	ラマス・ヤマ ナ・アユ・ニ カワ・ソウキ ロイ・ドジョウ ロジカ	マメ・ニジマ ニゴイ・ウグ ドョ・レンギ ウ・ナマズ・	ス・ イ・ サク・ ウナ	ラマス·ヤマ トイカワ·フ	マメ・ニジマ ナ・コイ・ウ	゚ス・イワナ ナギ・カジ	・アユ・ニコ	ỉ イ·ウグ													サクメイフ	ラマス・ヤ ・ニジマス・ ナ・ウグ コジカ
管轄漁協				栃木県下	都賀		渡良瀬																		足尾町

放流実績(H17年度)

単 位 :kg	栃木県			群馬県	
半世. ₹ §	栃木県下都賀	渡良瀬	足尾	群馬	両毛
ヤマメ稚魚(尾)				8,500	25,000
ヤマメ成魚				350	1,400
イワナ					12,000
ニジマス				729	1,400
アユ				1,430	1,570
ウグイ				80	100

栃木県については放流情報を入手できなかった。

神流川本流の漁業権設定状況

	下流									上流
基点	烏川合流点	神流川橋	藤 武 橋	万序	安二	下久保ダム湖	神流町・鬼石	森戸橋	上野村 神流	上野村内
, m	越 域 点 端管轄分	基準点	基準点	岐点	漁協管轄分	基準点	娘協管轄分	基準点	越 岐 点	
埼玉県	カワ	L・マス類・ウ ・コイ・フナ ョウ・ナマス	・ウナギ・							
管轄漁協		児玉郡市								
群馬県					マスイ・フ		ス・コマス	・ヤマメ・サ ・イワナ・マ 「イ・ウナギ・	スジーサク	・ヤマメ・ ラマス・イ ・マス・ウ ・ウナギ・ カ
管轄漁協						神流川		南甘	上野	村

放流実績(H17年度)

m	-,			
単位: kg	埼玉県	群馬県		
半111 . K g	児玉郡市	神流川	南甘	上野村
ヤマメ稚魚(尾)				60,000
ヤマメ成魚			1,190	4,650
イワナ			400	
ニジマス		450		
アユ	50		2,400	980
ウナギ	60			
ドジョウ	30			
ナマズ稚魚(尾)	1,000			

江戸川・旧江戸川本流の漁業権設定状況

下流 上流

	I' //IL													エル
基点	旧江戸川河口	浦安橋	今井橋	橋 】	(篠崎水門)	市川橋	栗山浄水場取	新葛飾橋	東京都・埼玉	流山橋	野田橋	関宿橋	茨城県・埼玉	関宿閘門下流
æ	越点 岐点	基準点	補助点	基準点	基準点	補助点	基準点	基準点		基準点·流	量観測点流	量観測点 ・流		旗協管轄 分
東京都		エムシ・シミ	ジミ・コイ・フ :	ナ・ソウギョ・	・レンギョ・ウ	ナギ								
管轄漁協		東京東部												
埼玉県	·								コイ	・フナ・ソウギ:	ョ・レンギョ・ウ)ナギ		
管轄漁協										埼玉東部				
千葉県		エムシ・シミ	ジミ・コイ・フ :	ナ・ソウギョ・	・レンギョ・ウ	ナギ								
管轄漁協		南行徳 市川市行徳	松戸市											

江戸川本流から江戸川水門、旧江戸川河口域まで(行徳可動堰下流は含まない)。 放流実賃(H17年度)

<u> </u>					
	東京都	千葉県		埼玉県	
単位 :kg	東京東部	南行徳	市川市行 徳	松戸市	埼玉東部*
フナ		560	560	700	2000
フナ稚魚(尾)	152000				
ウナギ		12	12	40	30
ウナギ稚魚(尾)	6000				
ナマズ(尾)					2000
ソウギョ		5	5	5	
ソウギョ稚魚(尾)	240				
レンギョ稚魚(尾)	240				
ドジョウ					20

^{*:}H17年度の組合全体実績。

中川本流の漁業権設定状況

下流

基点	葛西小橋	平井小橋	平和橋	高砂橋	飯塚橋	都県境 (潮止	八条橋	弥 生 橋	豊橋	行幸橋	道橋	上流
	基 準 点	基 準 点	補 助 点	補 助 点	基準点	補 助 点	補 助 点	補 助 点	基 準 点	補 助 点	補 助 点	
東京都				コイ・フナ	-・ウナギ							
管轄漁協				東京東部								
埼玉県								コイ・フナ・オイ	カワ・ウナギ・・	タナゴ・ドジョウ	・ナマズ	
管轄漁協							埼玉東部 埼玉県北部					

放液室结(H17年度)

単位 :kg	東京都	埼玉県		
平112 . K g	東京東部	部 埼玉東部* 埼玉		
フナ		2,000		
フナ稚魚(尾)	40,000			
ウナギ		30	10	
ウナギ稚魚(尾)	2,000			
ナマズ(尾)		2,000	1,700	
ドジョウ		20	130	
ソウギョ			130	

^{*:}H17年度の組合全体実績。

綾瀬川本流の漁業権設定状況

	下流								上流
基点	四ツ木小橋	綾瀬水門	新 加 平 橋	(県境)	桑袋大橋	手代橋	槐戸橋	畷 橋	上流
	補 助 点	補 助 点	補 助 点	基準点	補助点	補 助 点	補助点	基 準 点	
東京都									
管轄漁協									
埼玉県					コイ・フナ・オイ	゙カワ・ウナギ・	タナゴ・ドジョウ	・ナマズ	
管轄漁協					埼玉東部 埼玉県北部	埼玉南部			

| 東京都内には漁業権が設定されていない。

放流掌續(H17年度)

単位 :kg	埼玉県		
≠位. K §	埼玉県北部*	埼玉東部*	埼玉南部*
アユ			30
フナ		2,000	2,800
ウナギ	10	30	100
ナマズ(尾)	1,700	2,000	1,000
ドジョウ	130	20	12
ソウギョ(尾)	130		

^{*:}H17年度の組合全体実績。

荒川本流の漁業権設定状況

下流 門(都県境)鹿浜橋・芝川水 中津川 二瀬ダム湖 秋ヶ 新荒川大橋 東西線鉄橋 平井大橋 江北橋 笹目橋 開平橋 親鼻橋 大芦 久下橋 瀬取水堰 寄居 上流 // 合流点前 西橋 , 田 橋 基点 漁協管轄分 流量観測 流量 岐点轄 基準点 基準点 補助点 補助点 基準点 基準点 補助点 基準点 助点 助点 観測 準点 助点 東京都 エムシ・シジミ 管轄漁協 東京東部・大田・港・中央隅田・芝・佃島 アユ・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ・ウナギ・ドジョウ・ナ マズ 埼玉県 アユ・マス類・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ・ウナギ・カジカ・ワカサギ・ナマズ コイ・フナ・ウナギ・ナマズ 管轄漁協 埼玉南部 埼玉南部 秩父

武蔵

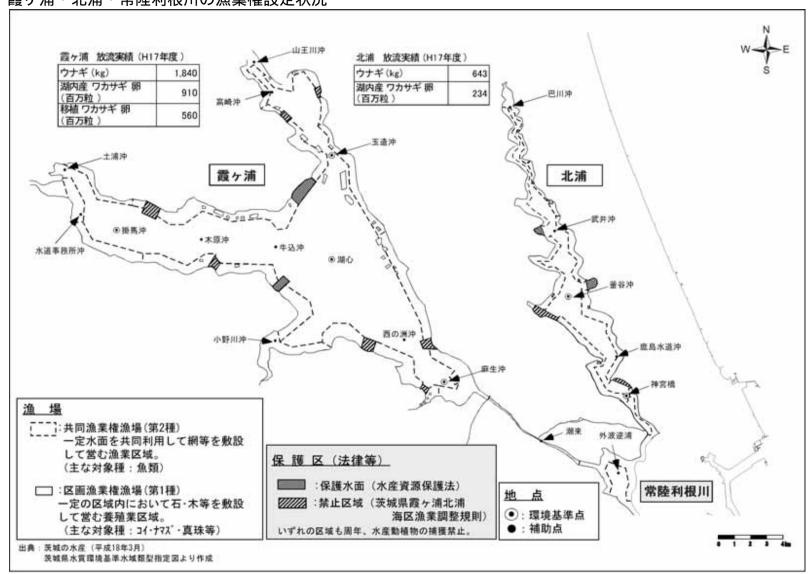
埼玉中央

放液室槽(H17年度)

以水天無(口)/十段)							
兴 / 六 . 1, **	埼玉県						
単位∶kg	武蔵*	埼玉南部*	埼玉中央	秩父			
ヤマメ	130		20				
ニジマス	250		1,270				
カジカ(尾)				500			
アユ	200	30	200	4,770			
フナ	2,000	2,800					
ウグイ	84						
ウナギ		100		60			
ウナギ稚魚(尾)							
ナマズ(尾)	1,000	1,000	1,000				
ナマズ稚魚(尾)				500			
ドジョウ		12					
ヘラブナ			700				

^{*:}H17年度の組合全体実績。

霞ヶ浦・北浦・常陸利根川の漁業権設定状況



1.利根川

	群馬県(上流)	埼玉県(中流)		千葉・茨城県(下流)
産場 様の場	・アスト (本本) では、 (本本) で	・主に流が、河場では、 ・主に流がでは、 ・主に流ができな場が、 ・技術をでは、 ・技術をでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・利根では ・利根では ・利根での ・利根での ・利根での ・利根での ・利性での ・カースで ・カースで ・コイトでの のの ・コイトでの のの ・カースで ・カースで ・カースで ・カースで ・カースで ・カースで ・カースで ・カースで ・カースで のの ・カースで のの のの のの は、 のの は、 のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	・コイやフナ類は堤防の脇、ワカサギは砂地の場所に産卵(中利根漁協)。
魚介類 等資源 の保全	放流魚種 ・アマス(スタス)、イワナ、マス(利根)、イワウナ、 では、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変を	放流 では 大学 では できない かん	放流魚種 ・ソナ、協 ・ソナギの (おいまな) は (ないまな) は (な	放流魚種 ・コイ、ウナギ、シジミ (中利根漁協) 保護水面等区域 ・下流から河口にかけて はなし。
河川環境	ででで、 対対な 対対な がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、	・	河和 * 50 年の * 40~ 50 年の * 40~ 50 年の * 40 ~ 50 年の * 40 ~ 50 年の * 40 ~ 50 ががが 地 地 で ががが 地 た に 利 協 必 が が は た に 利 協 必 が た に 利 協 必 が よ 、 東 早 、 利 収 を ・ 河根 が た 館 ・ 利 中 で の ・ 利 中 で の ま の 東 や で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で の ま で で で の ま で で の ま で で で の ま で で で で	河床材料 ・利根川河山堰が出来である。 ・利根川河がよった。 ・漁協・ダム・利根川河山堰、利根川河地域では、 ・利根、常陸水門、中利根、 ・中利根漁協。

2 . 鬼怒川

2. 烟芯	•	抚士周、花桃周(中次)	艾城周(丁汝)
	栃木県(上流)	栃木県・茨城県(中流)	茨城県(下流)
	代表的及び特徴的な魚介類	代表的及び特徴的な魚介類	代表的及び特徴的な魚介類
	・アユ(栃木県水試)。	・アユ(栃木県水試)。	・コイ、フナ類(茨城県内水試)。
	・アユ、シマドジョウ、ギギ、	・オイカワ、ウグイ、アユ、	・コイ、フナ類、サケ、ウナギ(鬼
	カマムツ、モロコ、クチボソ	コイ、フナ類(茨城県内水	怒小貝漁協)。
	(栃木県鬼怒川漁協)。	試入	イワナ・ヤマメ類等の生息範囲
	イワナ・ヤマメ類等の生息範	・ウグイ、オイカワ、コイ、	・茨城県内では生息が少ない(茨城
	囲	フナ類(鬼怒小貝漁協)。	県内水試)。
	・概ねイワナは藤原町付近から	イワナ・ヤマメ類等の生息	・川島橋よりも上流で生息(鬼怒小
魚介類の	上流部に生息するが、中心は	範囲	貝漁協)。
生息範囲	栗山村管内である。ヤマメは	・川島橋よりも上流で生息(鬼	コイ・フナ類等の生息範囲
	上河内町付近を境に上流に	怒小貝漁協)。	・県内全域の鬼怒川に生息(茨城県
	生息(栃木県水試)。	・ヤマメは鬼怒川全域にわた	内水試)
	コイ・フナ類等の生息範囲	って生息(栃木県鬼怒川漁	・川島橋から水海道市に若干かかる
	・概ね全域に生息するものの、	協)。	部分まで生息(鬼怒小貝漁協)。
	主に中・下流域に生息(栃木		
	県水試)。		
	・主には佐貫橋から下流に生息		
	(栃木県鬼怒川漁協)。		
産卵場・		・佐貫地区から茨城県県境全	
幼稚仔魚		域でウグイ、オイカワの産	
の生育場		卵場となっている (栃木県	
		鬼怒川漁協)。	
	放流魚種	放流魚種	放流魚種
	・ドジョウ、ウナギ、ウグイ、	・ドジョウ、ウナギ、ウグイ、	・アユ、コイ、フナ類、ウナギ(鬼
	アユ、ヤマメ及びイワナ(栃	アユ、ヤマメ及びイワナ(栃	怒小貝漁協)。
	木県鬼怒川漁協)。	木県鬼怒川漁協)。	保護水面等区域
	保護水面等区域	保護水面等	・保護水面は設定されている(栄橋
	・保護水面はなし。禁漁区は、	・水産資源保護法の保護水面	~鬼怒川大橋、9月20日~11月
	日光市高徳地先道谷原発電	は無いが、県漁業調整規則	20 日まで水産動植物の採捕が禁
	所堰堤から上流川治ダム堰	等にて禁止区域(岡本頭首	止)(茨城県内水試)。また、県漁
	堤までの区域の全域におい スプラのお流型器が記点で	工の下流域等)が設定され	業調整規則等にて禁止区域(鎌庭
	てアユの禁漁期間が設定て	ている(栃木県鬼怒川漁	地先鎌庭せきの上・下流域)も設
魚介類等	いる。解禁は3~9月(藤原	協)。	定されている(茨城県内水試、鬼
黒川照寺	町漁協)		怒小貝漁協)。
貝 塚 の 体 全			
*			

	栃木県 (上流)	栃木県・茨城県(中流)	茨城県 (下流)
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている(栃木県水試)。 堰・ダム ・栗山村に川俣ダム・川治ダム、藤原町に小網ダム・中岩ダム等がある。河川の分断、濁水による影響が大きい(栃木県、空間首工については魚道が機能していない(栃木県鬼怒川漁協)。	河床材料 ・佐貫橋から上流は岩や石の 大きな物が多く、この下流 では小さな石が多く分布す るようになる(栃木県鬼怒 川漁協) 堰・ダム ・富岡橋の下流に高低差が約 6mの階段がある(栃木県鬼 怒川漁協)	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている(茨城県内水試)。 ・岩盤がほとんどである(鬼怒小貝漁協)。 堰・ダム ・大形橋下流の鬼怒川鎌庭堰に魚道が設置されているが機能していない可能性が高い(鬼怒小貝漁協)。

3.渡良瀬川

3. 渡艮	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	振士周、群匡周(中选)	振士周,群馬周,楚城周/下洗、
	栃木県・群馬県(上流)	栃木県・群馬県(中流)	栃木県・群馬県・茨城県(下流)
魚介類の生息範囲	代表のより上流では ・草マメ、・ウマス類等の生息範囲 ・超のは、では、 ・中マス・カーのの ・世では、 ・中マス・カーのの ・では、 ・では、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででででは、 ・ででででは、 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	大大田 () 大田 ()	代表的及び特徴的な無介類 ・下流域(高津戸~館林)はヤフナ類・ウイ・・ウナガスのでは、カー・・ウリグイを動力が代表のではアコ・カーが代表のではアコ・カーが代表のではアコ・カーが代表のではアコ・カーが代表のなかが、は変し、は、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
産卵場・銀の生育場	・自然産卵場所は調査していない(栃木 いので把握していない(栃木 県水試・両毛漁協)。 ・桐生市内でもヤマメは産卵 (群馬県水試)。	・アユは支流・思川、サケは旗川 ~桐生市あたりで産卵(関東短 期大学は緑橋上・下流、アユ・ウ がイは福猿を上・下流流流 でいる(渡については相川橋・ 大工産卵前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・コイ・フナ類はヨシ帯で産卵している(渡良瀬漁協)。

	栃木県・群馬県(上流)	栃木県・群馬県(中流)	栃木県・群馬県・茨城県(下流)
魚介類等 資源の保 全	放流魚種 ・イワナ・ヤマメ・ニジマス・ウグイ・ウナギ・フナ類(両毛漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則、各漁協の遊魚規則等にて禁止区域(邑楽頭首工堰堤の上・下流域など)が設した。下流域などが試・両毛漁協)。	放流魚種 ・サケ・アユ・ヤマメ・ニジマス・コイ (渡良瀬漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無 いが、県漁業調整規則等にて禁 止区域(太田頭首工の上・下流 域、邑楽頭首工堰堤の上・下流 等)が設定されている(群馬県 水試・関東短期大学・渡良瀬漁 協)。	放流魚種 ・サケ・アユ・ヤマメ・ジ・マス・コイ (渡良瀬漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無 いが、県漁業調整規則等にて禁 止区域(太田頭首工の上・下流 域、邑楽頭首工堰堤の上・下流 等)が設定されている(群馬県 水試・関東短期大学・渡良瀬漁 協)。
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている(栃木県水試・両毛漁協)。 堰・ダム ・草木ダム・高津戸ダムに魚道は無い。大田頭首工には魚道があり、サケも遡上できまが、遡上した場所に農業用水取入口があるため、遡上した魚も一緒に用水路へ流れてしまう(両毛漁協)。	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね 捉えられている(群馬県水試・ 関東短期大学・渡良瀬漁協)。 堰・ダム ・草木ダム・高津戸ダム・太田頭 首工・邑楽頭首工等あり、頭首 工には魚道設置されているが、 ダムには魚道無い(群馬県水 試・関東短期大学)。	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね 捉えられている(渡良瀬漁協)。 堰・ダム ・大間々町堰(大間々堰水沼)・ 邑楽首工にはいずれも魚道が あり、効果はあると思われる。 ただし、邑楽首工の魚道と農業 用水取水口が近いため魚が取 水されてしまう点は改善必要 (渡良瀬漁協)。

4 . 神流川

	群馬県(上流~中流)	群馬県、埼玉県(中流)	埼玉県(下流(利根川合流))
魚介類の生息範囲	が、 大いで、 、い、 、い、 、い、 、い、 、い、 、い、 、い、	では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表の類・管轄内(海の海域の)の高には、 ・管轄内(渡南島上のでは、 ・管轄田でははオインのでは、 ・高にはオールでは、 ・高にはオールでは、 ・高にはオールでは、 ・四の生息に、 ・四の生息に、 ・四の生息に、 ・四の生息に、 ・四の生息に、 ・四の生息に、 ・一の、 ・一、 ・一の、 ・のの。 ・の。 ・
産卵場・ 幼稚仔魚 の生育場	・神流湖のバックウォーター 付近のお蝶が穴(神流湖内 の大きな岩)がアユの産卵 場になっている(群馬県水 試)。	・ト久保ダムト流でアユ等が産 卵している(関東短期大学)。 ・毎年ウグイ・オイカワの人工 産卵床を造成している。場所 は管轄区域内で特定はしてい ない(神流川漁協)。	・特に把握していない(児玉郡市 漁協)。

	群馬県(上流~中流)	群馬県、埼玉県(中流)	埼玉県(下流(利根川合流))
	放流魚種	放流魚種	保護水面等区域
魚介類等 資源の保 全	・アユ、ヤマメ、イワナ、ウナギ(南甘漁協)。 ・ワカサギ、ヘラブナ、ニジマス(神流川漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い(群馬県水試・南甘漁協・神流川漁協)。	ギ(南甘漁協)。	・水産資源保護法の保護水面は無 い(児玉郡市漁協)。
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている(群馬県水試・関東短期大学)。堰・ダム・柏木堰堤に魚道はあるが、管理が不十分(群馬県水試)。その他に上野ダムが上流部にある。	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている(南甘漁協・神流川漁協) 堰・ダム ・下久保ダム(神流湖)には魚道が無く、魚類の移動に影響を与えている(群馬県水試・関東短期大学・神流川漁協・児玉郡市漁協)	河床材料 ・河床材料調査結果で現状を概ね 捉えられている(児玉郡市漁協)。 堰・ダム ・管轄エリアにはない(児玉郡市 漁協)。

5. 江戸川・旧江戸川

3 . 江厂	川・旧江尸川				
	埼玉県(上流)	東京都・千葉県(中流)	東京都・千葉県(下流)		
魚介類の 生息範囲	代表的及び特徴的な魚介類 ・アユ、コイ、フナ類が代表魚種(埼玉県水産研究所)。イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・生息していない(埼玉県水産研究所)。コイ・フナ類等の生息範囲・全域に生息する(埼玉県水産研究所)。	代表的及び特徴的な魚介類 ・主にはコイ・フナ類である(東京都環境局)。 ・コイ・フナ類・ウナギ・レンギョ・エビ類・カニ類(松戸市漁協) イワナ・ヤマメ類等の生息範囲・生息していない(東京都環境局・松戸市漁協)。コイ・フナ類等の生息範囲・全域に生息する(東京都環境局・松戸市漁協)。	代表的及び特徴的な魚介類 ・コイ・フナ類・ウナギ・シジミ等(東京都東部漁協)。 ・アユ、マハゼ、チチブ等のハゼ、科、ハクレン、スズキ、コセン・サイン・では、エコセンター・・東京都東の生息範囲・全域に生息する(江戸川は)。 ・全域に生息する(江戸川協)。		
産卵場・ 幼稚仔魚 の生育場	・フナ等は本流には産卵せず、農業用水路を利用して 池等で産卵するため、用水路等の水量確保が必要灌れている。冬期(非灌水していたのでは、魚類が生息していけるが、農農村整備課で調査がいるのでは、魚類が生息が、原農村を開まれた。	・本流では産卵できる場所はあまりない。支流・坂川でコイ・フナは産卵していると思う(松戸市漁協)。	・旧江戸川河口部(江戸川区南葛西5丁目地先・なぎさニュータウン近くの岸辺)に設置された自然石による構造物(4箇所)が産卵場・幼稚仔魚の生育場である(江戸川エコセンター)。・・樋管(工業・農業用水の引き込み口)に河川水を導く水路が産卵場・幼稚仔魚の生育場である(江戸川エコセンター)。・ハゼは旧江戸川の堰堤で浅くなっているワンドのような場所(東京都東部漁協)。		
魚介類等 資源の保 全	放流魚種 ・コイ・フナ類・ウナギ・ソウギョ・レンギョ(松戸市漁協)。 保護水面等区域 ・都の漁業調整規則に基づく禁漁区はなし(東京都産業労働局農林水産部水産課)	放流魚種 ・コイ・フナ類・ウナギ・ソウギョ・レンギョ(松戸市漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い(松戸市漁協)。	放流魚種 ・コイ、フナ類、ウナギ(東京都東部漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い(東京都東部漁協)。		

	埼玉県 (上流)	埼玉県 (上流)	埼玉県 (上流)
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている(埼玉県水産研究所)。 堰・ダム ・上流部には大きな障壁なし(埼玉県水産研究所)	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている(東京都環境局)。 ・全域にわたって泥が多く、特に下流へ行くほど泥が堆積している(江戸川エコセンター・東京都東部漁協)。堰・ダム ・行徳可動堰(江戸川)・江戸川水門(篠崎水門:旧江戸川)があり、行徳可動堰は常時閉門している(東京都環境局・松戸市漁協)。	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている(松戸市漁協)。 堰・ダム ・江戸川水門(篠崎水門)で殆どの稚魚は止められてしまい、それ以上上昇することは難しい(東京都東部漁協)。

6. 中川

	T		
	埼玉県 (上流)	埼玉県(中流)	埼玉県・東京都(下流)
魚介類の 生息範囲	代表的及び特徴が表魚種(・コイ、フナ類が代表。 ・カーボーのでは、フナ類が代表。 ・カーボーのでは、フナガが代かが、フナガが、カーボーのでは、アイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表的及び特徴的代表魚種(・コステングを ・コール・ では ・コール・ では	代表的及び特徴的な魚介類 ・主にはコイ・フナ類である(埼玉県水産研究所・東京都環境局) ・アユ、ウナギ(東京都東部漁協のサイワナ・ヤマメ類は生息しているが、東京がでは、東京がでは、東京がでは、東京がでは、東京がでは、東京がでは、東京がでは、東京ができるでは、東京ができるでは、東京ができるでは、東京ができるが、東京ができるが、またが、大きないでは、東京ができるが、大きないでは、東京ができるが、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
産卵場・ 幼稚仔魚 の生育場	・具体的な場所は年々河川も 変化するので把握困難であ るが、主にコイ・フナ類は 中下流域の抽水植物帯で産 卵する(埼玉県水産研究 所・埼玉東部漁協)	・具体的な場所は年々河川も変化するので把握困難であるが、主にコイ・フナ類は中下流域の抽水植物帯で産卵する(埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協》。	・本流には基本的には産卵場はないと考えられる。しかし、本流と支流の分岐点などの支流部に入った部分が産卵場として活用されており、支流との合流点は重要である(東京都東部漁協)
魚介類等 資源の保 全	放流魚種 ・コイ、ナマズ(埼玉北部漁協)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い(埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協)。	放流魚種 ・コイ、フナ類、ウナギ、ナマズ、二枚貝(イシガイ科)(埼玉東部漁協) 保護水面等区域 ・保護水面はないが、東京都内水面漁業調整規則によって大場川と中川の合流点付近は禁止区域となっている(東京都環境局)	放流魚種 ・フナ、ウナギ(東京都東部漁協)。 保護水面等区域 ・なし(東京都環境局)
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている(埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協) 堰・ダム ・堰は無い(埼玉県水産研究所)	河床材料 ・河床材料調査結果等で把握できている(埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協) 堰・ダム ・堰は無い(埼玉県水産研究所)	河床材料 ・砂及び泥。最近は砂が多くなってきている。(東京都東部漁協) 堰・ダム ・堰は無い(東京都東部漁協)

7 . 綾瀬川

/ .				
	埼玉県(上流)	埼玉県(中流)	埼玉県・東京都(下流)	
	代表的及び特徴的な魚介類	代表的及び特徴的な魚介類	代表的及び特徴的な魚介類	
魚介類の 生息範囲	・コイ、フナ類が代表魚種(埼玉県水産研究所)。 ・管轄区域内(大橋堰~原市沼川合流点)においてはタイリクバラタナゴが代表種(埼玉南部漁協)。イワナ・ヤマメ類等の生息範囲・イワナ・ヤマメ類は生息していない(埼玉県水産研究所)。コイ・フナ類は全域に生息する(埼玉県水産研究所)。	・コイ・フナ類・ハゼ・クチボ ソ・タナゴ・ドジョウ・ナマ ズ等が代表種(埼玉東部漁協)。 イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・イワナ・ヤマメ類は生息して いない(埼玉東部漁協)。 コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は全域に生息す る(埼玉東部漁協)。	・管轄区域内(大橋堰~原市沼川 一会流点が代表種(クイリーの) 一方の方式が代表種(クイリーの) 一方の方式がであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのである。 ・主がであるの生息のであるのでは、であるの生息のであるのである。 ・ファッチをは、であるのでは、であるのでは、できないである。 ・ファッチをは、であるである。 ・ファッチをは、であるである。 ・ファッチをは、であるである。 ・ファッチをは、であるである。 ・ファッチをは、であるである。 ・ファッチをは、である。 ・ファッチをは、ファッチ	
	— / — 1 *** 1 + 1 + 1 *** 1 *** 1 ***	たなりた茶杯できるよ いに	(東京都環境局)。	
産卵場・ 幼稚仔魚 の生育場	・コイ・フナ類は水草等が広がる場所で自然産卵していると思われる(埼玉県水産研究所)	・綾瀬川佐藤橋下流の中洲に人 工産卵床を作っており、その 中州にはヨシノボリ・クチボ ソ等が多くの魚が生息して いる(埼玉東部漁協)	・コイ・フナ類は水草等が広がる 場所で自然産卵していると思われる(埼玉南部漁協)。	
魚介類等 資源の保 全	放流魚種 ・コイ、ナマズ(埼玉北部漁協・ 埼玉県水産研究所)。 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は 無い(埼玉県水産研究所)。	放流魚種 ・コイ、フナ類、ウナギ、ナマズ、二枚貝(イシガイ科)(埼玉東部漁協) 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い(埼玉東部漁協)。	放流魚種 ・自然繁殖しているので放流していない(埼玉南部漁協) 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い(埼玉南部漁協)	
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を 概ね捉えられている(埼玉県 水産研究所)。 堰・ダム ・堰・ダムは無い(埼玉県水産 研究所)。	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を 概ね捉えられている(埼玉東 部漁協)。 堰・ダム ・堰・ダムは無い(埼玉東部漁 協)。	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている(埼玉南部漁協、東京都環境局) 堰・ダム ・堰・ダムは無い(埼玉南部漁協)	

8. 荒川

埼玉県・東京都(中・下流) 埼玉県(上流) 埼玉県・東京都(中流) 代表的及び特徴的な魚介類 代表的及び特徴的な魚介類 代表的及び特徴的な魚介類 ・秩父市内より上流域(主に ・秩父市内から久下橋下流域(主 ・管轄内(都県境~太郎門右衛 に砂・礫等の河床域)まではウ 門橋)においてはコイ・フナ 岩・礫等の河床域)はヤマ 類・ナマズ・ウナギ・アユが メ・イワナ・カジカ・シマ グイ・オイカワ、久下橋下流域 ドジョウ (埼玉県水産研究 から都県境(主に泥の河床域) 代表種(埼玉南部漁協)。 まではコイ・フナ類が代表種(埼 所) ・主にはコイ・フナ類である(東 玉県水産研究所)。 ・管轄内ではイワナ・ヤマメ 京都環境局)。 (サクラマス)・アユ・カジ ・管轄内(玉淀ダム上流~大芦橋 イワナ・ヤマメ類等の生息範 カ・ウグイ・オイカワ・カ 下流まで)の範囲ではウグイ・ マツカ・シマドジョウ・コ アユが主体(埼玉中央漁協)。 ・サクラマス・アユは遡上する ゴイ・コイ・ウナギ・アブ イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 が、イワナ・ヤマメは生息し ラハヤ・ヨシノボリ・ナマ ・秩父市内より下流域には生息し ていない(埼玉南部漁協)。 ズ・ギギ(ギンタ)が代表 ていない(埼玉県水産研究所)。 ・生息していない(東京都環境 種(秩父漁協)。 コイ・フナ類等の生息範囲 イワナ・ヤマメ類等の生息 ・コイ・フナ類・ウグイ・オイカ コイ・フナ類等の生息範囲 ワ等の生息域全体は秩父市内か ・管轄内全域に生息 (東京都環 ・秩父市内より上流域に生息 ら都県境まで(埼玉県水産研究 境局) (埼玉県水産研究所)。 所)。 ・管轄内全域に生息(埼玉南部 ・イワナは秩父市より上流域、 ・管轄内全域に生息(埼玉中央漁 漁協) ヤマメ・アユは玉淀ダムよ 協) り上流域、カジカは長瀞町 より上流域の本流に生息 魚介類の (秩父漁協)。 生息範囲 コイ・フナ類等の生息範囲 ・秩父市内から上流域では生 息していない(埼玉県水産 研究所)。 ・コイは玉淀ダムから浦山川 合流点まで、ニゴイは玉淀 ダムから旧大滝村強石周辺 まで、ウグイ・オイカワ・ アブラハヤは玉淀ダムより 上流域、ヨシノボリは長瀞 町より上流域、カマツカ・ シマドジョウは秩父市より 上流域、ウナギ・ナマズ・ ギギは玉淀ダムより三峰周 辺までの本流に生息(秩父 漁協)。

		校工俱,市 <u>市</u> 却(市)法)	校工周、東京初(中、天法)
	埼玉県(上流)	埼玉県・東京都(中流)	埼玉県・東京都(中・下流)
産卵場・ 幼稚仔魚 の生育場	・管轄域内のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・玉淀ダムから正喜橋まではウグイ・アユの産卵場として保護ル面指定されている(埼玉中央漁協) ・具体的な場所は年々河川も変化するので把握困難であるが、コイ・フナ類は中下流域の抽水植物帯、アユ・ウグイ等は中流域の砂利場で産卵している(埼玉県水産研究所)	
魚介類等 資源の保 全	放流角種 ・ヤフス・ワカサギ(秩 アコ・ウナギ・ス (放流魚種 ・ヤマメ、ニジマス、ナマズ、ア ユ、ヘラブナ (埼玉中央漁協)。	放流魚種 ・ウナギ、ナマズ、アユ、ドジョウ、ヘラブナ(埼玉南部漁協。)
河川環境	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状 ・河床材料調査結果等で現状 ・河床材料調査に ・大村のでは ・大村のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている(埼玉県水産研究所・埼玉中央漁協)。堰・ダム ・六堰があるものの、魚道あり遡上効果ある(埼玉中央漁協)。・六堰と明戸堰(サイフォン)がある。明戸堰には魚道が無いため、移動する魚類に影響を与えている(埼玉県水産研究所)。	河床材料 ・河床材料調査結果等で現状を 概ね捉えられている(東京都 環境局・埼玉南部漁協)。 堰・ダム ・秋ケ瀬取水堰(埼玉県水産研 究所・東取水堰(埼馬)。 ・秋ケ瀬取水堰に魚道が設置が設置が設置に れているが、大大瀬取が、大大瀬取が、大大瀬取が、大大瀬下で、 川の主流は一方魚道は、一であり、 適上しにくい(埼玉 南部漁協)。
	同株大式民機関名		